

古代日本における律の継受と礼の受容をめぐって

陳 睿 堯

はじめに

古代日本は、礼法国家と称される隋唐王朝と違い、刑法である律と一般行政法である令からなる律令法を中心とする律令国家と呼ばれている。中国中世の隋唐王朝では、礼は儒教の思想に基づいて国制を規定したものであり、法（律令法）は礼の思想に基づく政治的秩序と国家システムを維持するために作られた法典である。大隅清陽によれば、礼とは皇帝の権力を正当化するものであり、その原理は個々の皇帝や王朝を超えて存在し、皇帝をも包摂しうるものであるのに対し、法は皇帝が制定して臣下に与えた行政の準則にすぎず、基本的に皇帝は法を超越するものだったのである。^① 日本律令制研究においても、礼の受容は避けられない問題の一つである。

石母田正は、日本律令の母法である中国法の形成を、習俗または慣習からの「礼」の分化と発展に始まり、その「礼」から「法」が分離する過程として捉え、その結果として、「法」が倫理や道徳という倫理的・人格的世界から政治の領域へと移行し、非人格的な制度論と組織論を確立させた。^② それ以降、日本の律令制と古代国家の研究においては、礼制の受容などの問題が重視されてきた。

吉田孝は、七世紀の列島社会が律令法を体系的に継受できた背景として、その母法である中国律令が、①民族的・

伝統的な色彩の濃い社会規範である礼とは一応別個のものとして存在すること、②主として公法的な法規のみであること、③王権のあり方を直接には規定せず、その結果として、国政の一部しか規定していないこと、を挙げた。^③大隅清陽は、吉田氏の理解に賛同したうえで、律令と礼が別個のものであるとすれば、日本律令が完成・施行された後の八世紀以降の段階における律令とは異なる礼制の継受の可能性を指摘した。^④後に、大津透は、八世紀中葉（天平期）から九世紀中葉（貞観期）にかけての時期が、礼制を中心とする中国国制が導入された日本律令国家の新たな段階であり、それを通じて、それまでは神話的・民族的なイデオロギーに依拠していた天皇制が、儒教思想や礼制によっても根拠付けられるようになったと述べた。^⑤このように、格式の編纂にも、礼制継受という独自の意義を見出すことができる。^⑥

八世紀に編纂された大宝・養老律令には、七世紀段階の倭国の国制を継受したという特質がうかがえる。たとえば、衣服令・喪葬令・仮寧令などの編目に、礼の継受を見出すことができる。律令法と礼制は不可分のものであるため、律の中に「礼」の思想が存在すると考えられよう。しかし、律に含まれている礼の継受はほとんど注目されてこなかった。

本稿では、八世紀初頭に編纂された『隋書』倭国伝の記事と『日本書紀』の記事を比較・分析することによって、古代日本（倭国）が、どのようにして広義の礼を受け入れたのかを検討したい。

一 『隋書』倭国伝から見る礼の継受

開皇二〇年（六〇〇）の第一次遣隋使派遣について『日本書紀』は語らないが、『隋書』倭国伝によってその詳細が知ることができる。『隋書』倭国伝には、

開皇二十年、倭王姓阿每、字多利思比孤、號阿輩雞彌、遣使詣闕。上令所司訪其風俗。使者言倭王以天爲兄、以日爲弟、天未明時出聽政、跣跣坐、日出便停理務、云委我弟。高祖曰、此太無義理。於是訓令改之。

とあり、開皇二〇年（六〇〇）に倭国が使者を隋王朝に派遣し、使者は倭国の国情などを報告したことが判明する。この時期には、国書を持たない倭国を、隋王朝が「義理無し」と評価していた。その後、倭国は憲法十七条を成立させた。大隅清陽は、遣隋使に接した隋文帝が、それ以前の倭国王の聴政が夜明け前に始まり、日の出とともに終わっていたのを、中国風の朝政に改めさせたとの記載が見えることから、朝参の整備を、中国礼制摂取の一環と見ることも可能であると指摘した。

大業三年（六〇七）の第二次遣隋使の派遣においても、隋煬帝の倭国に対する評価は変わらない。『隋書』倭国伝には、

大業三年、其王多利思比孤遣使朝貢。使者曰、聞海西菩薩天子重興佛法、故遣朝拜、兼沙門數十人來學佛法。其國書曰、日出處天子致書曰沒處天子無恙、云云。帝覽之不悅、謂鴻臚卿曰、蠻夷書有無禮者。勿復以聞。明年、上遣文林郎裴清使於倭國。

とあり、大業三年に倭国から派遣された使者は国書こそ持っていたものの、周辺国家に過ぎない「倭国」の大王が「天子」を名乗ったことに対して、煬帝が激怒したことがわかる。翌四年（六〇八）の記事に、

倭王遣小徳阿輩臺、從數百人、設儀仗、鳴鼓角來迎。後十日、又遣大禮哥多毗、從二百餘騎郊勞。既至

彼都、其王與清相見、大悅曰、我聞海西有大隋、礼義之國、故遣朝貢。我夷人、僻在海隅、不聞礼義、是レ以稽留境内、不即相見。今故清道飾館、以待大使、冀聞大國惟新之化。清答曰、皇帝德並二儀、澤流四海、以王慕化、故遣行人來此宣諭。既而引清就館、其後清遣人謂其王曰、朝命既達、請即戒塗。於是設宴享以遣清、復令使者隨清來貢方物。

とあり、これによって、倭王と裴世清との会見がなされたことが知られる。隋王朝が「礼義之國」と自称したのに対し、倭王は「夷人」を自称し、「礼義を聞かず」と述べたという。しかしながら、すでに川勝守は、『隋書』倭国伝が書き記した「故遣朝貢」「我夷人」「僻在海隅」「不聞礼義」は中国側の作文であると指摘している。

『隋書』によって、隋王朝の日本（倭国）認識をうかがうことができる。それは、倭国は未開化の国に過ぎないが、礼制を整備しようとする意欲があるという認識であった。この出来事については、『隋書』だけでなく、『日本書紀』も次のように記載している。

十六年夏四月、小野臣妹子、至自大唐。唐國號妹子臣曰蘇因高。即大唐使人裴世清。下客十二人、從妹子臣、至於筑紫。遣難波吉士雄成、召大唐客裴世清等。為唐客更造新館於難波高麗館之上。六月壬寅朔丙申、客等泊于難波津。是日、以飾船卅艘、迎客等于江口、安置新館。（中略）秋八月辛丑朔癸卯、唐客入京。是日、遣飾騎七十五匹、而迎唐客於海石榴市術。額田部連比羅夫、以告禮辭焉。壬子召唐客於朝廷、令奏使旨。（中略）於是、大唐之國信物置於庭中。時使主裴世清、親持書、兩度再拜、言上使旨而立之。其書曰、皇帝問倭皇。使人長吏大禮蘇因高等、至具懷。朕欽承寶命、臨仰區宇。思弘德化、覃被含靈。愛育之情、無隔遐邇。知皇介居海表、撫寧民庶、境内安樂、風俗融和、深氣至誠、遠脩朝貢。丹款之美、朕有嘉焉。稍暄。比如此常也。故遣鴻臚寺掌客裴世清等、稍宣往意。並送物如別。時阿倍臣出進、以受其書而進行。大伴

嚮連、迎出承_レ書、置_二於大門前机上_一而奏之。事畢而退焉。(中略)爰_レ天皇聘_二唐帝_一。其辭曰、東_レ天皇敬白_二西皇帝_一。
(後略)

そのうえで、推古一六年(六〇八)四月に隋の使者である裴世清ら一三人が筑紫に来航し、六月に難波津で倭国朝廷が裴世清らを出迎えた。八月に倭王と、都に到着した裴世清が会見した。この記事に見られる賓礼について、田島公は、開明化した当時の倭国の朝廷は、中国にならつて王権への権力集中を目指すとともに、中国を中心とする国際社会における賓礼の重要性を認識し、その導入を図るようになったとし、さらに、その受容は、天皇(大王)による外交権の確立の過程でもあった、と指摘した。⁹⁾

『日本書紀』の記述と『隋書』倭国伝の記述には相違がある。『日本書紀』は、裴世清の発言のみを記載し、倭王のそれは記載しない。その一方、『隋書』倭国伝は、両者の発言を記載する。『隋書』倭国伝が、裴世清の来朝に対して、倭王は「大悦」と記すのに対して、『日本書紀』には、そのような記述が見当たらない。また、『隋書』倭国伝は、倭王を「大悦」と記すのに対して、『日本書紀』には、隋の皇帝を「帝」と表現している。これに対して、『日本書紀』は、隋の皇帝への呼称は「隋書」倭国伝と同じであるものの、倭王を「皇」、「倭皇」あるいは「天皇」と改変している。ここに、第一次遣隋使に与えられた「無礼之国」という名称を免れようとする倭国の努力が見える。大隅清陽が指摘したように、使者に対する賓礼や倭王に対する名称は、中国礼制摂取の一環と見ることができるといえる。以上のことから、七世紀初頭の倭国は、中国礼制を摂取し始めた結論づけられる。

二 日本律から見る礼制の継受

井上光貞は、日本における中国律の継受の段階を、(一)中国律の部分的継受、(二)中国律の体系的継受、(三)日

本律の編纂、の三つに区分し、(一)は推古朝前後、(二)は天武・持統朝、(三)は大宝律の編纂以後であったことを指摘した。¹⁰⁾以下では、この井上氏による時期区分にしたがい、日本律における礼制の継受の具体的な様相を検討したい。

(一) 推古朝前後の刑罰

推古朝前後に見られる倭国固有の刑罰(慣習法)は、『日本書紀』の記事にみられる天津罪・国津罪だけではない。『隋書』倭国伝にも、この時期の刑罰をうかがうことができる。たとえば、『隋書』倭国伝には、

其俗殺人強盜及姦皆死、盜者計_レ贓酬_レ物、無_レ財者没_レ身為_レ奴、自余輕重、或流或杖。

とある。当時の倭国では、殺人・強盜・姦などの罪を犯した場合は死刑に処した。盜賊の場合には贓を計ってものを酬うもの、お金がなければ良民の身分を剝奪して奴とした。その他の場合については、その罪の輕重によって流罪または杖罪に処したという。井上光貞は、倭国伝における死・流・杖なる刑罰は、中国の北朝から隋にかけて存在した正刑としての五刑に対応し、この種の刑罰が、日隋交渉のはじまる以前、即ち六世紀に朝鮮三国を通じて、北朝から移植されたとも、七世紀初頭の対外交渉によって隋から伝わったとも推測することができる、と指摘した。¹¹⁾しかし、吉田孝は『隋書』倭国伝の「死」「流」「杖」には中国北朝の五刑の影響が想定されるが、「徒」がみえないことから、未だ倭国では勞役刑としての「徒」が成立していなかったと指摘した。¹²⁾この時期の倭国では、朝鮮半島經由で中国の律の影響があったが、井上光貞が指摘したように、部分的な継受にとどまるため、礼制の整備が始まったとはいえ、当時の人々にとって、礼と法との関係はまだ理解できない程度であっただろうと考えられる。

(二) 天武・持統朝の浄御原律

『日本書紀』天武五年（六六六）八月壬子条には、

詔曰、死刑・没官・三流、並降_二一等。徒罪以下、已發覺、未發覺、悉赦_レ之。唯既配流、不_レ在_二赦例_一。

とある。これによると、このときの日本では、五刑以外に、没官という刑罰があったことがわかる。井上光貞は、没官を固有法的な色彩が強いと指摘している⁽¹³⁾。また、『日本書紀』持統五年（六九一）三月癸巳条には、

詔曰、若有_二百姓弟_レ為_レ兄見_レ賣者、從_レ良。若子為_二父母_一見_レ賣者、從_レ賤。若准_二貸倍_一沒_レ賤者、從_レ良、其子雖_レ配_二奴婢_一所_レ生、亦皆從_レ良。

とある。重要なことに、この詔は、持統三年（六八九）に頒布された浄御原令にもとづく庚寅年籍の造籍中に出されていた。この詔によって、兄が弟を売ること、借財のために賤になることが禁じられた⁽¹⁴⁾。注目すべきは、「若准_二貸倍_一沒_レ賤者、從_レ良」という部分である。『隋書』倭国伝に記載された「無_レ財者沒_レ身為_レ奴」という固有法的色彩の濃い慣習が、この詔によって、法的には禁止されたことが判明する。この時期は律令の全面的・体系的継受の段階であると言えよう。

また、「十惡」という律令用語が、持統六年（六九二）七月、文武三年（六九九）一〇月、文武四年（七〇〇）八月の赦文に確認されている。青木和夫は、天武・持統朝には大宝律の「八虐」が「十惡」であった可能性もあると指摘した⁽¹⁵⁾。利光三津夫は、養老律令施行期の天平神護元年（七六五）閏一〇月の赦文にも十惡の語が用いられていることから、唐の赦文を手本としたために十惡の語がそのまま用いられた可能性があると指摘した⁽¹⁶⁾。八虐であっても、十

悪であっても、基本の礼思想を規定している八虐（十悪）は公的な法として認められたことがわかる。

（三）日本の大宝・養老律

中国漢代に編纂された『礼記』には、「礼不下庶人、刑不上大夫」という記述があり、大夫（官人あるいは貴族層）は刑罰の侮辱を受けないことが判明する。礼と法が不可分のものであるため、隋唐律の特色でもある。大宝律・養老律にも、官当条がある。¹⁷⁾

高塩博は、日本律が唐律の引き写しでないことを指摘した。¹⁸⁾ さらに、私見では、官当条の継受に、礼の受容の努力が見えるのではないかと思う。前述のように、礼と法は、同じ次元のものではないが、律令法と礼制は不可分であるため、律の中には、礼が必ず含まれていると考えられよう。とくに、名例律の八虐（十悪）・六議（八議）・官当などの条文には、日本による礼制の継受が見られる。

小結

以上のように、三つの段階を認識すると、天武・持統朝において、遣隋使・遣唐使の派遣によって、中国の文明を摂取した日本が、固有法的な色彩の強い没官などの慣習法を法的に廃止したことが明白である。これは、中国律の継受だけではなく、その前提として七世紀初頭以来続けられた、倭国（後の日本）による礼秩序の整備の集大成と考えられる。また、大宝・養老律の編纂事業によって、礼秩序の整備が促進されたと考えられる。

おわりに

近年、北宋天聖令の公刊により、唐令と日本令との比較研究や、日本令に含まれている礼秩序の研究について、多

くの成果が挙げられている。その一方で、律と礼制との関係が重視されていなかった。律が、国家システムの順調な運営のために、天皇以外の人々を制約する武器であるならば、日本古代の固有法的な色彩の濃い慣習法をあえて除去し、五刑（五罪）・十悪（八虐）・八議（六議）などの中国的な律を導入して改編する必要があったのだろうか。大宝・養老律の条文を分析することによって、中国礼制の継受の研究は新たな段階に進んでいくのではないかと思うが、これは今後の課題である。

注

- (1) 大隅清陽『律令官制と礼秩序の研究』（吉川弘文館、二〇一一年）。
- (2) 石母田正『日本古代国家論 第一部』（岩波書店、一九八三年）。
- (3) 吉田孝『律令国家と古代の社会』（岩波書店、一九八三年）。
- (4) 大隅清陽 前掲注(1)。
- (5) 大津透『古代の天皇制』（岩波書店、一九九九年）。
- (6) 大津透「格式の成立と摂関期の法」（水林彪ほか編『新体系日本史2 法社会史』山川出版社、二〇〇一年）。
- (7) 大隅清陽 前掲注(1)。
- (8) 川勝守「聖徳太子と東アジア世界」（吉川弘文館、二〇〇二年）。
- (9) 田島公「外交と儀礼」（岸俊男編『日本の古代7 まつりごとの展開』中央公論社、一九九四年）。
- (10) 井上光貞『隋書倭国伝と古代刑罰』（『季刊日本思想史』一、一九七六年、後に、『日本古代思想史の研究』所収 岩波書店、一九八二年）。
- (11) 井上光貞 前掲注(10)。
- (12) 吉田孝「名例律継受の諸段階」（『日本古代の社会と経済』上巻（吉川弘文館、一九七八年、後に、『続 律令国家と古代の社会』所収 岩波書店、二〇一八年）。
- (13) 井上光貞 前掲注(10)。

- (14) 坂本太郎ほか編『日本書紀』下 日本古典文学大系(岩波書店、一九六五年)。
- (15) 青木和夫「浄御原令と古代官僚制」『古代學』三、一九五四年、後に、『日本律令国家攷』所収 岩波書店、一九九二年)。
- (16) 利光三津夫『律の研究』(明治書院、一九六一年)。
- (17) 律令研究会編『訳注日本律令 上』(東京堂出版、一九七五年)。
- (18) 高塩博「日本律編纂考序説」『法制史研究』三〇、一九八一年、後に、『日本律の基礎的研究』所収、汲古書院、一九八七年)。